

## 育児休業取得推進計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員にとって働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年12月1日～平成33年3月31日までの3年4カ月間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育休取得率50%以上を目指す。(男女合算)

### <対策>

- 平成29年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成29年12月～ 制度に関するパンフレットを掲示し、従業員に周知を行う

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

### <対策>

- 平成30年4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成30年7月～ 研修内容の検討
- 平成31年度～ 研修の実施